○道路運送車両の保安基準に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する件（同三三七）　三三
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁三）　三三
○気象庁予報警報規程の特例を定める件（同四）　三三
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づき土地の使用の認定をした件の一部を改正する件（防衛七一）　三三
○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件（同七二）　三三
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示六）　三三
平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同七）　三三
平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同八）　三四
平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同九）　三四
平成二十三年度塩需給見通しの公表について（財務省）　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第五八号）（財務省）

1　組合員となった非常勤職員にも育児休業手当金及び介護休業手当金を支給するための改正を行うこととした。（第一条関係）

2　平成二三年四月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、平成二二年の年平均の物価指数が平成一七年（年金額引下げの基準となる年）の年平均の物価指数と比較して〇・四パーセント下がったことに伴い、年金の額を〇・四パーセント引き下げるための改正を行うこととした。（第二条関係）

3　平成二三年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の額の算定に用いる再評価率等について、平成二二年の物価変動率を基準として改定及び設定を行うこととした。（第三条関係）

4　退職共済年金等の受給権者が組合員等である期間において、支給停止の基準となる額の改定を行うこととした。（第三条関係）

5　退職共済年金等の受給権者が再び組合員となったときの退職共済年金等に係る支給停止の基準となる額の改定方法に関する規定について改正を行うこととした。（第四条関係）

6　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第五九号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

組合員たる非常勤職員について常勤職員と同様に介護休業手当金を受給できるようにするため所要の規定の整備を行うこととした。（第四三条関係）

二　平成二二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二三年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。

三　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

物価スライド特例措置を適用する場合における平成二三年度における地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等について改定することとした。（附則第二条～第四条関係）

四　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正

1　平成二三年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。（第一条関係）

2　平成二三年度以後における地方公務員等共済組合法第八一条第一項第二号の停止解除調整変更額及び同法第八二条第一項の支給停止調整額を改定することとした。（第二条関係）

3　平成二三年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。（第三条関係）

4　平成二三年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。（第四条関係）

五　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

地方公務員等共済組合法第八一条第二項の停止解除調整開始額の改定方法について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条関係）

六　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。